

議案第4号

斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除（第26条の改正規定）

民法の改正により、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除され、新たに子の人格の尊重等に関する規定が設けられたことから、本条例においても、懲戒に関する規定の削除を行うものです。

2. 施行期日

公布の日から施行します。